発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	平成29年９月25日
【発行者の名称】	株式会社パパネッツ (PAPANETS CO., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　伊藤　裕昭
【本店の所在の場所】	埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目５番17号９階
【電話番号】	(048)960-5088（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　宮﨑　恵子
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役　下山　均
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成29年10月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第３項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社パパネッツ http://www.papanets.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、

かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期	第21期	第22期
決算年月		平成27年２月	平成28年２月	平成29年２月
売上高	（千円）	179,778	1,503,624	2,057,137
経常利益又は経常損失(△)	（千円）	△41	12,376	94,381
当期純利益	（千円）	104	13,121	66,198
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－
資本金	（千円）	15,000	50,000	50,000
発行済株式総数	（株）	300	575	575
純資産額	（千円）	16,812	179,384	245,583
総資産額	（千円）	53,531	503,197	610,929
１株当たり純資産額	（円）	186.80	1,039.91	1,423.67
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	7,000 （－）
１株当たり当期純利益金額	（円）	1.15	105.31	383.76
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	31.4	35.6	40.2
自己資本利益率	（％）	0.6	13.4	31.2
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	6.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	77,976	45,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	△19,667	△48,231
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	21,264	△10,012
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	116,117	103,456
従業員数	（人）	5	55	59

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
５．株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
６．第20期及び第21期の１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
７．第20期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
８．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、第22期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）の財務諸表について至誠清新監査法人の監査を受けておりますが、第20期及び第21期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
９．平成29年９月８日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行いましたが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

２【沿革】

当社は平成７年12月に、埼玉県入間市において、株式会社三協運輸サービス（以下、【表３】参照）の100％子会社として、同社の西関東における引越業務の拠点という位置付で、株式会社三協マイスタッフという商号で設立しました。その後、平成14年10月より実質休眠状態でありましたが、新たなビジネスモデルで再出発を図ることを目的として、平成25年12月に株式会社パパネッツに商号変更いたしました。さらに平成26年４月より、インテリア・トータルサポート事業として、家具・インテリア商材・オフィス什器等の配送受注発注業務である、「全国ツーマン配送ネットワークサービス」を開始いたしました。また、平成27年３月に株式会社三協運輸サービスより管理会社サポート事業を吸収分割により承継し、同社子会社である株式会社パパサン（以下、【表２参照】）を当社が存続会社とする合併により、「インテリアコーディネートサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」の業務を取り込みました。（以下、【表１】参照）

当社の現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。

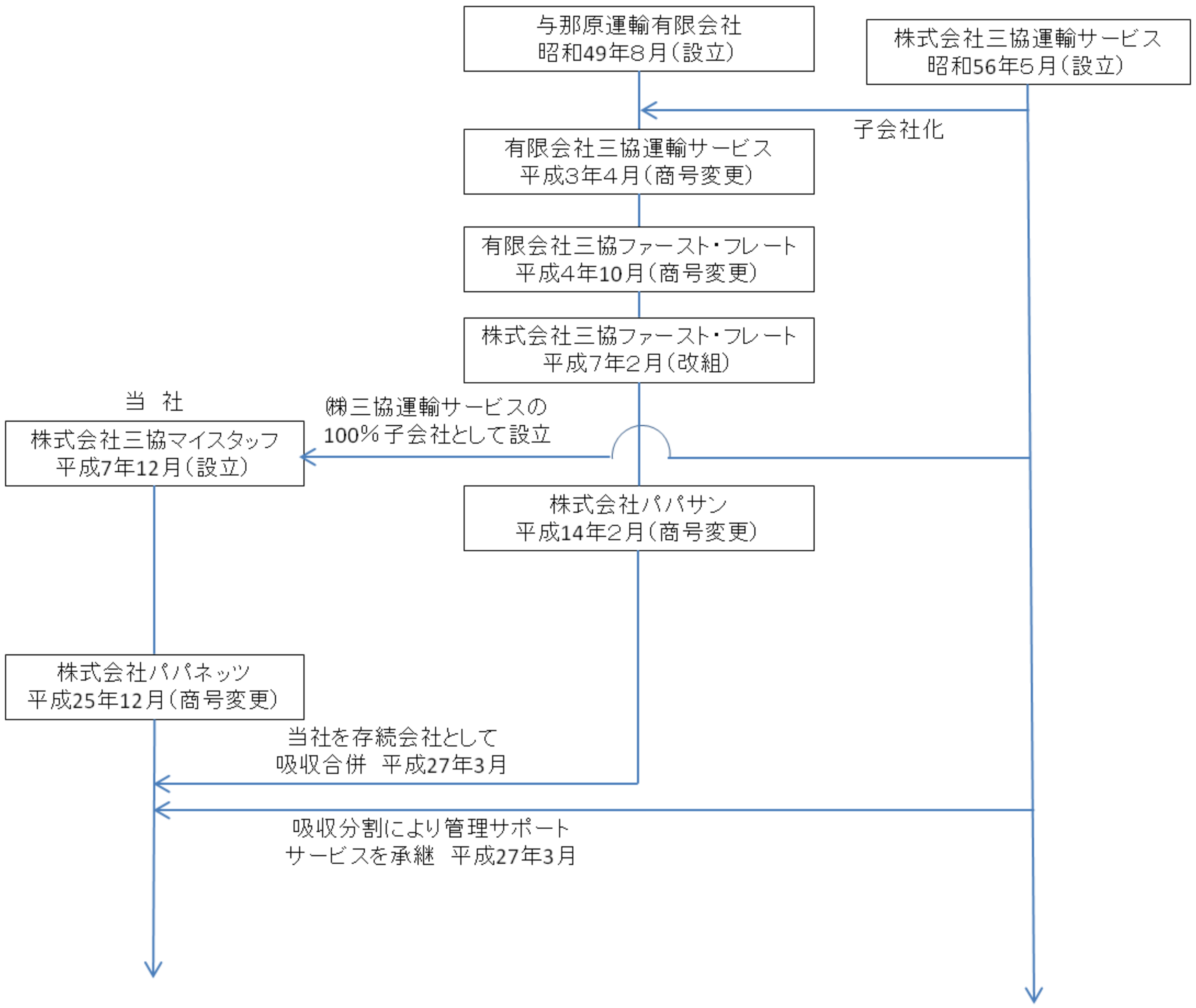

【表１】当社の沿革

年　月	事　項
平成７年12月	埼玉県入間市に引越業務の拠点として株式会社三協マイスタッフを資本金15,000千円で設立
平成14年10月	業務休眠(平成14年10月１日～平成26年３月31日)
平成21年８月	本社を埼玉県入間市から埼玉県越谷市東大沢に移転
平成25年12月	株式会社パパネッツに商号変更
平成26年４月	インテリア・トータルサポート事業における「全国ツーマン配送ネットワークサービス」に係るパパネット受注センターを埼玉県越谷市花田に開設
平成27年３月	株式会社三協運輸サービスから吸収分割により、管理会社サポート事業を承継 これにより首都圏本部を埼玉県越谷市、西日本支店を大阪府吹田市に開設
平成27年３月	株式会社パパサンを吸収合併。これにより、レンタル布団業務を管理会社サポート事業へ吸収、「インテリアコーディネートサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」をインテリア・トータルサポート事業へ吸収 東京営業所を東京都中央区に開設
平成28年１月	資本金を50,000千円に増資
平成28年10月	東京営業所を東京都江東区に移転
平成28年11月	福岡営業所を福岡県福岡市に開設
平成29年３月	西日本支店を大阪府豊中市に移転
平成29年５月	本社を埼玉県越谷市東大沢から埼玉県越谷市越ヶ谷に移転
平成29年５月	パパネット受注センターを埼玉県越谷市東大沢に移転
平成29年５月	備品管理センターを埼玉県吉川市に開設

【表２】株式会社パパサン　吸収合併消滅会社の沿革

昭和49年８月	与那原運輸有限会社神奈川県厚木市に設立(資本金2,700千円)
平成３年４月	有限会社三協運輸サービスに商号変更
平成４年10月	有限会社三協ファーストフレートに商号変更
平成６年10月	株式会社三協ファーストフレートに改組
平成13年12月	本社を埼玉県越谷市東大沢に移転
平成14年２月	株式会社パパサンに商号変更
平成14年８月	東京都中央区に東京営業所開設し引越のサポート業務の開始
平成15年３月	インテリア業務を開始
平成18年８月	レンタル布団業務を開始
平成27年３月	株式会社パパネッツへ吸収合併

【表３】株式会社三協運輸サービスの沿革

昭和56年５月	引越業務を目的として有限会社三協サービスを埼玉県草加市に設立(資本金1,500千円)
昭和56年９月	自動車運送業取扱業者として東京陸運局に登録
昭和60年11月	一般区域貨物自動車運送業免許を取得
昭和61年３月	本社を埼玉県越谷市宮前に移転
昭和61年４月	株式会社三協運輸サービスに改組し商号変更
平成７年３月	ツーマン配送による家具共同配送事業を開始
平成８年９月	本社を埼玉県越谷市東大沢に移転
平成13年９月	管理会社サポート事業の前身のマンスリーマンションサポートサービスを開始
平成27年３月	吸収分割の手続きにより、管理会社サポート事業を株式会社パパネッツへ承継
平成29年５月	本社を埼玉県越谷市花田に移転

３【事業の内容】

当社は不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社をサポートする御用聴きカンパニーであります。

御用聴きカンパニーとは、多くの取引先様とお付き合いをする中で聞こえてきた「ここをもっと！」「こんなことも？」という声。こうした要望にできる限り応えようと、当社のスタッフが知恵を使い、現場力を発揮し、常に身近でお役に立てる“御用聴き”としてのノウハウを蓄積してきました。現場での工夫をブラッシュアップし、全社的に共有しながら、一つ一つをビジネス化した結果が、現在の当社です。

“御用聴き”をする当社の事業内容は、不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを行う御用聴き事業の単一セグメントですが、当社の事業内容を事業部門別に記載すると以下の通りです。

（1）管理会社サポート事業

①建物定期巡回サービス

不動産管理会社が管理を行っている建物に対して、定期巡回点検、共用部日常清掃を行い、不動産管理会社に対して報告書の作成を行っております。

当社の不動産巡回点検報告書システムである『じゅん君』をインストールした携帯情報端末を活用することで、点検対象物の写真や清掃前清掃後の写真掲載した巡回報告書を、スピーディーに作成することが可能となっております。

また、作成された報告書は、不動産管理会社側でWebを通じて直ちに閲覧が可能であり、委託者側においてもタイムリーに報告を受けることが可能となっております。

さらにシステムの特徴を活かし、当社の拠点がない地域でも業務を受託することが可能であり、全国の建物を対象としております。

②レンタルコンテナ点検サービス

レンタルコンテナ・トランクルームの定期巡回清掃を行い、報告書を作成しレンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告書の作成を行っております。定期巡回清掃に加え、コンテナ及びトランクの専有部において不具合があった場合の補修等も受託しております。建物定期巡回サービス同様に『じゅん君』を活用し、レンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告を行っています。

③マンスリーマンションサポートサービス

マンスリーマンションなどの定期利用賃貸入居者に対して布団のレンタルを行っております。一時利用が多いと目される札幌から那覇までの主要都市で提供し、布団の利用が終了した場合は個別に回収し・クリーニングを行った後、新たにレンタルを行っております。

また、マンスリーマンションに加え、家具付き賃貸新規物件の運営会社に対して、家具家電等の販売又はレンタル及び設置、入居者の退去後の清掃業務、家具家電等の備品の清掃及び一時保管を含め、マンスリーマンション及び家具付き賃貸物件などの定期利用賃貸物件の運営会社の手間を削減できるサービスを提供しております。

（2）インテリア・トータルサポート事業

④全国ツーマン配送ネットワークサービス

家具・インテリア商材・オフィス什器等の大型品を二人体制で配送し、開梱・組み立て・設置までを行う全国配送ネットワーク（以下、「パパネット」という）を構築し活用することで、ハウスメーカーから新築の戸建・マンションと併せて販売するインテリアの配送依頼を受けております。

従来は、新築住宅等の購入に合わせ、新しい家具を複数購入した場合、家具の種類やメーカーの数ごとに搬入が繰り返し行われ、その度に立会を行うなどの手間が発生しておりました。しかしながら、これらの家具を一旦一カ所に集めたうえで、一括配送することで複数の立会等の手間を省くことが可能となっております。このようなサービスをパパネットに加盟した全国の物流会社との協力により、全国でのツーマン配送を実現しております。

⑤インテリアコーディネートサービス

ハウスメーカーや不動産流通会社に対して、新築物件、中古物件・賃貸物件の御客様内覧用の空間づくり（ホームステージング）を行うにあたり、インテリア用品の販売及びレンタルを行っております。当該サービスにより、対象物件の成約率の向上にお役立て頂いております。

⑥カーテン・ブラインドメンテナンスサービス

ハウスメーカーが既に販売された住宅のオーナー様からの依頼により、当社がカーテンレールのメンテナンスや、ブラインドの取替作業なども行っております。

⑦インテリア素材調達サービス

国産木材を中心に素材を原木から調達し、インテリアメーカーに対して製材し販売を行っております。

（3）その他サービス

不動産の賃貸収入がございます。

（事業系統図）
以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

管理会社サポート事業

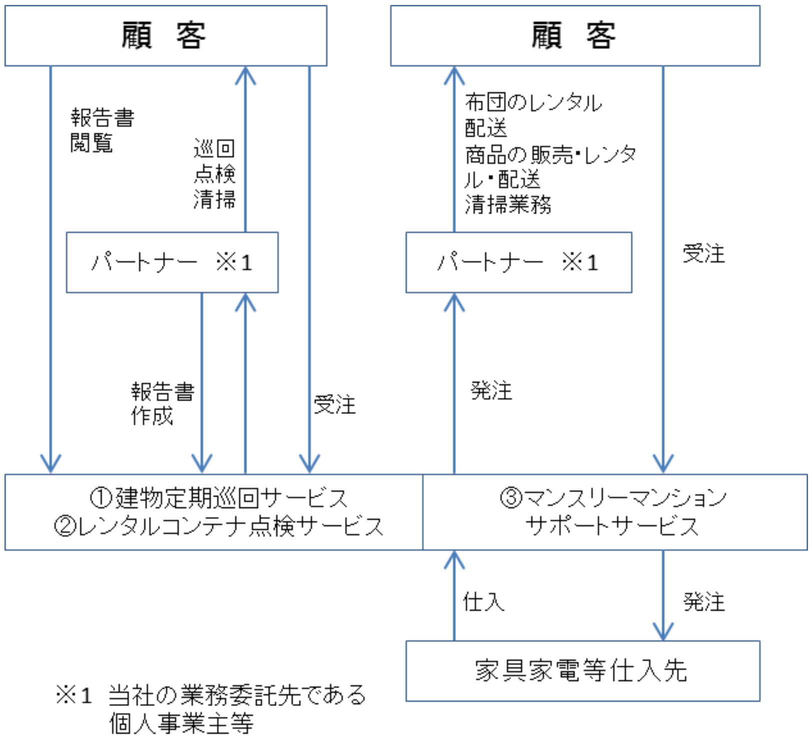

インテリア・トータルサポート事業

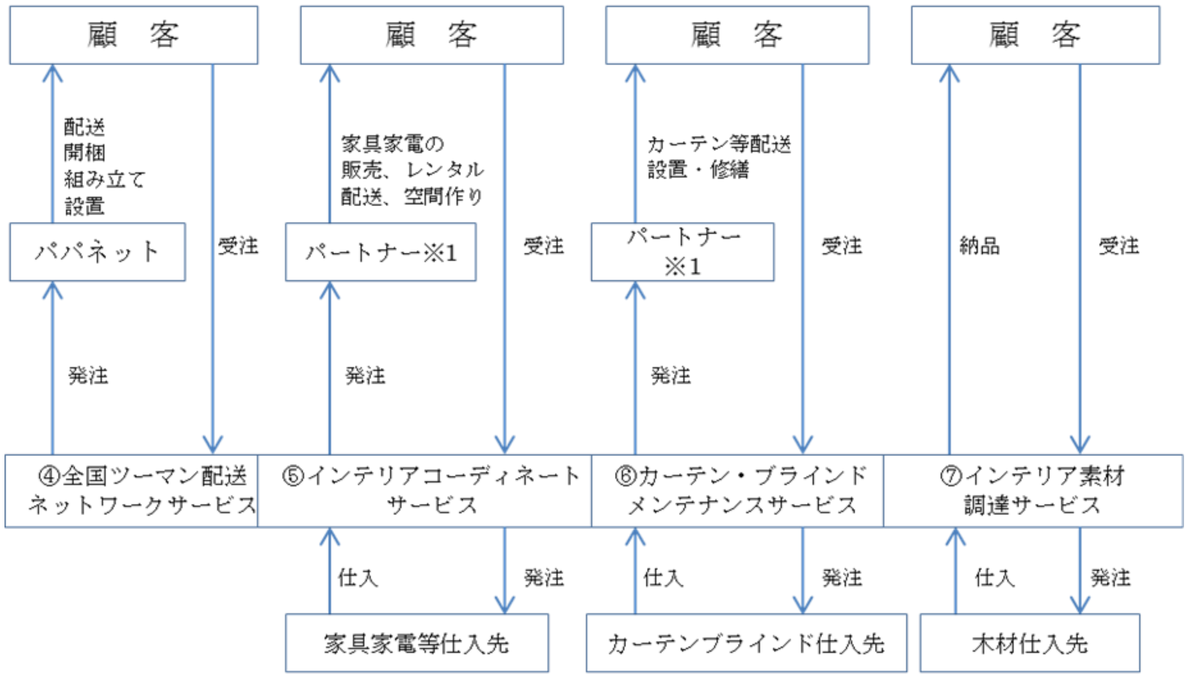

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

（１）　提出会社の状況

平成29年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
57	36.2	1.8	3,908

（注）１．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

２．当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度におけるわが国経済は、消費増税の延期が決定する一方、米国及び韓国での大統領選挙等による問題等、先行きが不透明感な状況でした。このような、環境の中ではありますが、当社では管理会社サポートサービスを中心にそれに付随するサービスアイテムを増やし、業務拡大に取り組んできました。

これらの結果、売上高は2,057,137千円と前年同期と比べ553,513千円（36.8%）の増収、営業利益は93,092千円と前年同期と比べ81,146千円（679.2%）の増益、経常利益は94,381千円と前年同期と比べ82,005千円（662.6%）の増益、当期純利益は66,198千円と前年同期と比べ53,077千円（404.5%）の増益となりました。

なお、当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は103,456千円（前年同期比12,661千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は45,581千円（前年同期比32,395千円減少）となりました。

これは主に、税引前当期純利益94,338千円、未払費用の増加33,016千円及び売上債権の増加50,815千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は48,231千円（前事業年度は19,667千円の支出）となりました。

これは主に、ソフトウエアの取得による支出23,046千円、有形固定資産の取得による支出16,574千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は10,012千円（前事業年度は21,264千円の収入）となりました。

これは、長期借入金の返済による支出によるものです。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）　生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

（２）　受注実績

各事業共に概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、該当事項はありません。

（３）　販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比（%）
管理会社サポート事業	1,130,726	123.2
インテリア・トータルサポート事業	907,074	156.5
その他	19,337	286.1
合計	2,057,137	136.8

（注）１.主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合（%）	販売高(千円)	割合（%）
株式会社マックスファシリティーズ	241,083	16.0	284,879	13.8
エリアリンク株式会社	138,971	9.2	220,001	10.6

２.上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の事業と密接な関係のある住宅賃貸業界・新築住宅業界においては、賃貸住宅建設に関する関連法令の見直しが取り上げられており、今後の新規着工数増加には未知の部分があり、また、新築住宅業界でも、新規着工数の増加は望めない状況が続くと考えております。そのような状況の中で、当社は「顧客の要望に応え続ける」ことが企業の継続・発展に不可欠であると、社員一同認識しております。

今後も、御客様のお困り事の要望に応え続けるべく、新規商品・サービスの開発を継続してまいりますそのために、課題として以下の重点事項を置き、対処してまいります。

（1）人材確保・人材育成

当社の活動する業界は、労働集約産業であることから人材の確保及び人材育成は最重要課題であると認識しております。そのために当社では、新規採用及び人材教育には独自のカリキュラムを用いて積極的に行っております。また、今後の国内労働人口減に対応するべく国内外を視野に入れた採用活動に力をいれてまいります。

（2）支店・営業所の拡大等

当社の御客様は広域にビジネス展開をされている企業が多数です。このため、全国各地での業務委託を望まれております。今後は、「パパネット」の強化と当社の協力個人事業主等(以下「パートナー」という)、並びに自社による支店・営業所の拡大が必要と考えております。

（3）事業資金の安定確保

当社では、更なる事業拡大及び安定経営を見据え、資金調達手段の多様化を計画的に行うことで、中期・長期に安定した成長のための財務強化に努めてまいります。

（4）新規事業への進出計画策定

当社は、主に不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを、全国のパートナー及びパパネットを通じて事業展開しておりますが、既存顧客のみに偏ることのない事業展開を行うことが当社の安定的な発展には必要であると考えております。そのためには、全国のパートナー及びパパネットを活用した新規事業への進出を常に意識して計画を策定してまいります。

４【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行う必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（1）市場環境について

当社は今後も、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の受注営業及び新サービス開発に積極的に取り組んでまいりますが、労働人口の減少により十分な人材の確保ができない場合や、各顧客が当社の様な外部に業務委託するのではなく、自社で内製化方針等の動向によっては、当社の予想に反して受注営業及び新サービス開発が十分に拡大せず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の予想通り受注営業及び新サービスの開発が拡大した場合でも、競争激化に伴う受注価格の低下等の内容によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）許認可登録について

当社の管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業において、当社の顧客から業務を受注し、当社のパートナー又はパパネットに発注を行うにあたり、国土交通大臣の貨物利用運送事業許可証が必要となっております。事業活動において違反行為が生じた場合には営業の停止又は許可の取り消しという行政処分が下される恐れがあります。

また、インテリア・トータルサポート事業において、賃貸マンション等における退去時の原状回復工事を一部受けていることから、「建設業法」に基づく一般建設業の許可を受けて業務を行っております。当社は現在、これらの規制に抵触するような事由は発生しておりませんが、万一当該基準に抵触するようなことがあれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可登録名	番号	有効期限	取消条項
第一種貨物利用運送事業の登録	関自貨第 94 号	無期限	貨物利用運送事業法第 60 条
建設業の許可	埼玉県知事 （販－27））第 69178 号	自平成 27 年 12 月 11 日 至平成 32 年 12 月 10 日	建設業法第 8・17 条

（3）知的財産について

当社は、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業のシステム及び知的財産を保有しております。また、他社の知的財産を侵害しないために、新サービスを企画する際に弁理士を通じ調査を実施しております。しかしながら、第三者から知的財産権への抵触を理由に差止訴訟、損賠賠償請求等を提起された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（4）人材確保、育成について

当社では、人材は重要な経営資源として捉えており、事業の継続発展に向け人材確保及び社員の教育が不可欠と考えております。そのため、当社は事業計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合せて確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）パートナーについて

当社では、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の両事業において、受注した業務について、協力個人事業主等であるパートナーに対して業務委託を行っております。従いまして、パートナーの確保・育成が、ビジネス展開の重要な要素となっております。今後、パートナーの確保・育成

が計画通りに進まない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（6）パパネットについて

当社では、各地域のパパネットに加盟した物流会社に商品の梱包、発送等に関する業務、顧客への商品受け渡し、商品代金回収業務等の物流業務を委託しています。当社ではパパネット加盟企業と緊密に連携し、サービス水準の把握と向上を図っており、また、パパネットとの契約に基づき、直接的な損害はパパネット加盟企業に賠償請求できます。しかし、サービス水準の低下等が発生し、当社に対する顧客の信用低下が発生した場合等においては、当社への損害賠償請求や当社の信用下落等によって、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（7）株式会社三協運輸サービスとの関係について

当社は、株式会社三協運輸サービス（以下、「同社」という。）の100%子会社として設立しましたが、第三者割当増資及び、株式の異動を経て現在の株主構成となっております。また、同社は発行者情報公表日現在において、当社の大株主である中本久富氏の資産管理会社である株式会社花明が、議決権の100%を保有している会社であります。

当社と同社との間では、建物巡回サービス等のパートナーであり、全国ツーマン配送ネットワークサービスにおけるパパネットの業務委託先としての取引もございます。両サービス共に関東圏については同社に業務を委託している関係上、平成29年2月期における業務委託費に占める同社の割合は38.0%と相対的に高いものとなっております。なお、同社との取引に係る支払条件につきましては、第三者と比較して同等の条件であります。

当社は同社との間で良好な関係を維持しており、安定的に委託が行えるような体制となっておりますが、何らかの理由により、同社における経営戦略の変更、収益の悪化等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）自然災害等について

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社含め、パートナーの被災状況、被災した顧客の支援活動等により多額の費用が発生する可能性があります。また、道路等の社会インフラの大規模損壊により、各サービスに影響が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（9）個人情報管理について

当社のインテリア・トータルサポート事業において、ハウスメーカーから受注した家具の一括配送の受発注データには個人情報が含まれていることから、当社は「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報について適切な情報管理体制を構築するために、当社において情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得しておりますが、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出したり、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の評価やイメージに影響を及ぼし、その結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムダウンについて

当社では各サービスにおいて情報管理をシステム化しております。ウイルス対策やバックアップ機能等対策を講じておりますが、万一、自然災害の他コンピューターウイルスやハッキング等によりシステムの長時間停止を余儀なくされた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、平成28年12月10日の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することを決議し、平成29年1月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の

新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b　　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c　　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）　甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）　甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）　当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）　前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3)　ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の

者への事業の承継、ｖ 他の者への事業の譲渡、ⅵ 非上場会社との業務上の提携、ⅶ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このｂにおいて同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一

個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が 300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 430,927 千円で、前事業年度末に比べ 43,040 千円増加しております。現金及び預金の減少 12,661 千円、売掛金の増加 50,815 千円、前払費用の増加 13,323 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 180,002 千円で、前事業年度末に比べ 64,691 千円増加しております。ソフトウエアの増加 28,531 千円、敷金及び保証金の増加 13,347 千円、建設仮勘定の増加 10,000 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 332,264 千円で、前事業年度末に比べ 42,279 千円増加しております。未払費用の増加 42,012 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 33,080 千円で、前事業年度末に比べ 746 千円減少しております。役員退職慰労引当金の増加 1,375 千円、退職給付引当金の減少 2,121 千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 245,583 千円で、前事業年度末に比べ 66,198 千円増加しております。当事業年度の当期純利益による増加 66,198 千円が変動要因であります。

（3）経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は 2,057,137 千円（前年同期比 36.8%増）となりました。売上高が増加した主な要因は、建物定期巡回件数の増加及びハウスメーカー向けの配送業務の増加によるものです。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は 487,110 千円（前年同期比 34.1%増）となりました。売上総利益が増加した主な要因は、前述の売上高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、394,017 千円（前年同期比 12.2%増）となりました。主な要因は、給料及び手当の増加 38,260 千円によるものであります。

（営業利益）

売上総利益の増加による影響から、当事業年度における営業利益は 93,092 千円（前年同期比 679.2％増）となりました。

（経常利益）

売上総利益の増加による影響から、当事業年度における経常利益は 94,381 千円（前年同期比 662.6％増）となりました。

（当期純利益）

当事業年度における税引前当期純利益は 94,338 千円（前年同期比 662.2％増）となり、当事業年度における当期純利益は 66,198 千円（前年同期比 404.5％増加）となりました。

（４）キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「１　業績等の概要　（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（５）資金繰りについて

上場予定日（平成 29 年 10 月 30 日）から 12 ヶ月間の当社の運転資本については、現時点では十分な現預金を保有しており、また借入による資金調達が可能であることから十分であることを確認しています。

（６）経営戦略の現状と見通し

当社は「我々は御客様第一であり、企業の繁栄は御客様を増やす以外にないのである。常なるサービスは御客様の為であり、御客様の要望を満足させるべく会社を変化発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」という経営理念を実現すべく、当社の認知度の向上、取引先の拡大、人材の確保、各事業部門間でのサービス連携の強化を図ってまいります。

（７）経営者の問題意識と今後の方針について

「３．【対処すべき課題】」に記載のとおりです。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は 49,611 千円であり、サービスごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

（１）管理会社サポートサービス

当事業年度の主な設備投資は、新サービス構築のためのシステム開発費用 5,100 千円及び管理会社サポートサービス向けシステム 5,500 千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（２）インテリア・トータルサポートサービス

当事業年度の主な設備投資は、新配送管理システム構築費用 26,499 千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（３）その他

当事業年度の主な設備投資は、(仮称)パパネッツ越谷ビル購入手付金として 10,000 千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

２【主要な設備の状況】

平成 29 年２月 28 日現在

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員(人)
		建物	土地(面積㎡)	合計	
花田倉庫(埼玉県越谷市)	貸倉庫	7,439	27,149(232.05)	34,589	－
千葉センター(千葉県八千代市)	貸事務所・倉庫	11,131	39,115(377.12)	50,247	－
合　　計		18,571	66,265	84,836	－

(注) １. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

２. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名(所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
東京営業所(東京都江東区)	建物(事務所)	4,140
首都圏本部(埼玉県越谷市)	建物(事務所)	5,978
パパネット受注センター(埼玉県越谷市)	建物(事務所)	2,200
西日本支店(大阪府吹田市)	建物(事務所)	5,940
福岡営業所(福岡県福岡市)	建物(事務所)	205

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

物件名 (所在地)	設備の内容	投資額(千円)		資金調達 方法	購入日
		総額	既支払額		
(仮称)パパネッツ越谷ビル (埼玉県越谷市)	本社及び賃貸用不動産	145,000	10,000	借入金	平成29年３月３日

（２）重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（平成29年２月28日）	公表日現在発行数（株）（平成29年９月25日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	690,000	517,500	575	172,500	非上場	単元株式数100株
計	690,000	517,500	575	172,500	―	―

（注）１．平成29年８月23日開催の取締役会決議により、平成29年９月８日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は687,700株増加し、690,000株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成27年３月１日（注１）	100	400	―	15,000	―	―
平成28年１月29日（注２）	175	575	35,000	50,000	―	―
平成29年９月８日（注３）	171,925	172,500	―	50,000	―	―

（注１）株式会社三協運輸サービスからの会社分割による増加

割当先　株式会社三協ホールディングス（現：株式会社花明）

（注２）有償第三者割当増資

発行価格200,000円、資本組入200,000円

割当先　中本久富

（注３）平成29年８月23日開催の取締役会決議により、平成29年９月８日付で普通株式１株を300株に分割しております。これにより株式数は171,925株増加し、172,500株となっております。

平成29年９月25日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	1	－	－	1	2	－
所有株式数(単元)	－	－	－	1,200	－	－	525	1,725	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	69.6	－	－	30.4	100.0	－

(注) 平成29年９月８日付で普通株式１株を300株に分割しております。また、平成29年９月８日付で定款変更を行い、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

(７)【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】　第３【株主の状況】」に記載のとおりです。

(８)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成29年９月25日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 172,500	1,725	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	172,500	－	－
総株主の議決権	－	1,725	－

(注) 平成29年９月８日付で普通株式１株を300株に分割しております。また、平成29年９月８日付で定款変更を行い、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

該当事項ありません。

(９)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要施策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当に年２回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を１株につき 7,000 円とすることといたしました。

当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
平成 29 年４月 23 日 定時株主総会決議	4,025	7,000

（注）平成 29 年９月８日付で普通株式１株につき 300 株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

４【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性６名　女性１名　（役員のうち女性の比率 14.2%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	伊藤　裕昭	昭和48年3月5日	平成３年７月 平成15年４月 平成16年12月 平成25年12月	株式会社三協運輸サービス入社 株式会社パパサン取締役就任 株式会社三協運輸サービス取締役就任 当社代表取締役就任（現任）	(注)1	(注)3	—
専務取締役	—	二田　泰久	昭和46年4月21日	平成２年４月 平成15年４月 平成16年12月 平成25年12月	株式会社三協運輸サービス入社 株式会社パパサン取締役就任 株式会社三協運輸サービス取締役就任 当社専務取締役就任（現任）	(注)1	(注)3	—
常務取締役	総務経理部長	宮﨑　恵子	昭和33年5月18日	昭和58年４月 平成12年７月 平成15年９月 平成28年９月 平成29年３月 平成29年５月	株式会社関西相互銀行(現株式会社関西アーバン銀行)入行 株式会社日鳥大和入社 株式会社三協運輸サービス入社 株式会社三協運輸サービス取締役就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任(現任)	(注)1	—	—
取締役	—	長池　知己	昭和34年8月11日	昭和58年４月 昭和61年５月 平成20年12月 平成21年12月 平成25年12月	北海道大成パルコン株式会社(現大成建設ハウジング株式会社)入社 株式会社インテリアセンター(現カンディハウス株式会社)入社 株式会社パパサン入社 ドゥーマンズ株式会社取締役就任 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	鈴木　進	昭和40年9月17日	昭和61年９月 平成15年12月 平成17年４月 平成20年２月 平成28年３月	有限会社マルミツ鈴木青果入社 株式会社グランディオ入社 株式会社キューカーゴ入社 株式会社パパサン取締役就任 当社取締役就任（現任）	(注)1	(注)3	—
取締役	首都圏本部長	柳澤　謙介	昭和42年11月20日	昭和63年５月 平成８年７月 平成12年12月 平成12年12月 平成28年３月 平成29年３月	株式会社三協運輸サービス入社 株式会社三協運輸サービス統括部長就任 株式会社三協ファーストフレート取締役就任 株式会社三協マイスタッフ取締役就任 株式会社三協運輸サービス取締役 当社取締役就任(現任)	(注)1	—	—
監査役(非常勤)	—	武田　茂	昭和27年9月11日	昭和53年10月 昭和58年４月 昭和63年８月 平成６年９月 平成10年６月 平成14年12月 平成23年６月 平成24年８月 平成27年６月 平成28年６月 平成28年６月 平成29年３月	監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社 武田公認会計士事務所開設(現任) トッキ株式会社社外監査役就任 一般社団法人全国届出自動車教習所協会監事就任（現任） 興亜監査法人代表社員就任（現任） 一般社団法人日本ウォーキング協会監事就任(現任) 税理士法人KOA代表社員就任　(現任) 公益財団法人松園尚己記念財団評議員就任(現任) 特定非営利活動法人新日本歩き道紀行推進機構監事就任（現任） 公益財団法人八幡記念育英奨学金理事就任(現任) 当社監査役就任（現任）	(注)2	—	—

（注）１．取締役の任期は、平成29年２月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年２月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

２．監査役の任期は、平成29年２月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年２月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

３．平成29年２月期における役員報酬の総額は51,120千円を支給しております。

４．武田茂は、会社法第２条第16項に定める社外監査役であります。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行ってまいります。

② 会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、６名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会を毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、１名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、至誠清新監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づき監査を受けております。なお平成 29 年２月期において監査を執行した公認会計士は森脇淳氏、梅澤慶介氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士５名その他１名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。

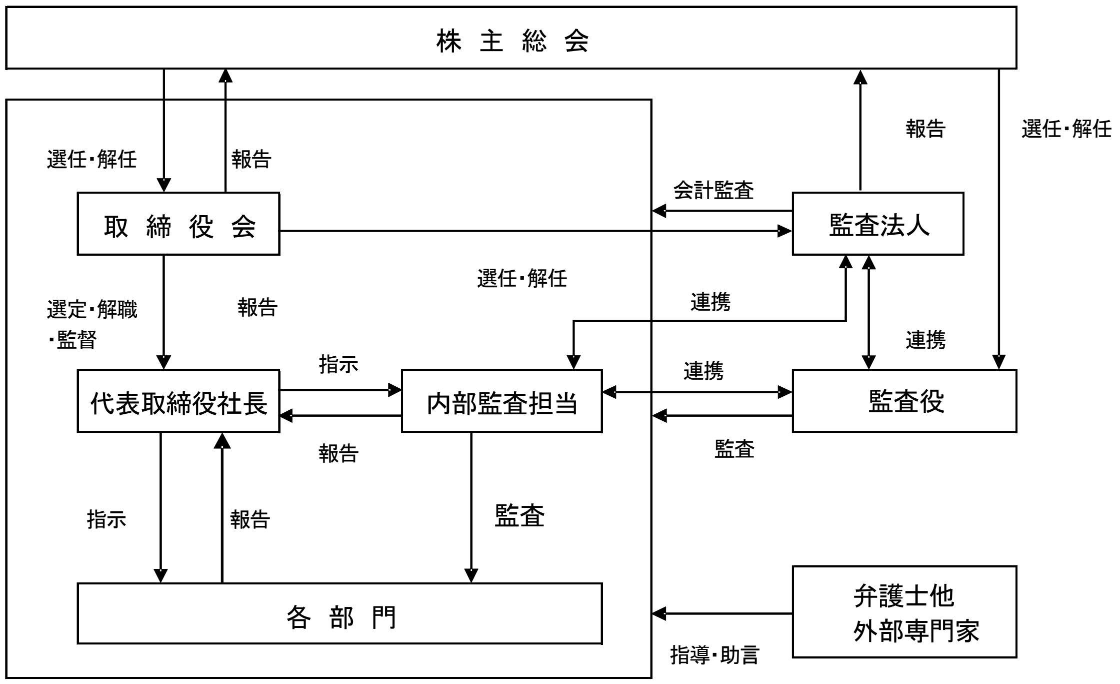

③　内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④　内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、総務経理部が主管部署として、業務を監査しております。総務経理部の監査は、総務経理部以外の者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役については 1 名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

⑤　リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務経理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥　社外監査役の状況

社外監査役は１名を選任しております。

社外監査役武田茂氏は、公認会計士であり、財務及び会計の専門家の立場から経営に対する監視、監督機能を行っております。また、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦　支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧　役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 （千円）	報酬等の種類別の総額 （千円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	48,120	48,120	－	－	4
監査役（社外監査役を除く）	3,000	3,000	－	－	1
社外役員	－	－	－	－	－

⑨　取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は３名以内とする旨を定款で定めております。

⑩　取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫　自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬　中間配当に関する事項

当社は、株主の機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭　取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法 426 条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮　社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯　株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
―	―	5,000	―

②【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

７【関連当事者取引】

第６【経理の状況】【関連当事者情報】に記載の通りです。

第６【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第６項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づき、当事業年度（平成 28 年３月１日から平成 29 年２月 28 日まで）の財務諸表について、至誠清新監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年２月29日）	当事業年度 （平成29年２月28日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,117	103,456
売掛金	237,107	287,922
商品	4,698	6,083
貯蔵品	4,204	5,874
前渡金	－	940
前払費用	6,167	19,490
繰延税金資産	1,936	3,900
1年内回収予定の長期貸付金	17,610	3,216
その他	135	1,101
貸倒引当金	△90	△1,060
流動資産合計	387,886	430,927
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	19,411	18,909
車両運搬具（純額）	1,136	3,477
工具、器具及び備品（純額）	897	2,060
土地	66,265	66,265
建設仮勘定	－	10,000
有形固定資産合計	※1　87,709	※1　100,713
無形固定資産		
電話加入権	451	451
ソフトウエア	7,844	36,376
ソフトウエア仮勘定	10,000	10,600
無形固定資産合計	18,296	47,427
投資その他の資産		
長期貸付金	－	4,984
長期前払費用	1,560	4,779
繰延税金資産	6,712	7,697
敷金及び保証金	1,022	14,369
その他	10	30
投資その他の資産合計	9,304	31,860
固定資産合計	115,310	180,002
資産合計	503,197	610,929

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年２月29日）	当事業年度 （平成29年２月28日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,498	6,271
短期借入金	※２　25,000	※２　25,000
１年内返済予定の長期借入金	10,012	－
未払費用	211,477	253,489
未払法人税等	7,450	27,365
未払消費税等	19,180	12,313
前受金	965	655
預り金	658	3,151
賞与引当金	3,904	3,209
その他	838	809
流動負債合計	289,984	332,264
固定負債		
退職給付引当金	15,862	13,740
役員退職慰労引当金	17,965	19,340
固定負債合計	33,827	33,080
負債合計	323,812	365,345
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	114,450	114,450
資本剰余金合計	114,450	114,450
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	12,934	79,133
利益剰余金合計	14,934	81,133
株主資本合計	179,384	245,583
純資産合計	179,384	245,583
負債純資産合計	503,197	610,929

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自　平成27年３月　１日 至　平成28年２月29日)	当事業年度 (自　平成28年３月　１日 至　平成29年２月28日)
売上高	1,503,624	2,057,137
売上原価	1,140,351	1,570,027
売上総利益	363,273	487,110
販売費及び一般管理費	※1　351,326	※1　394,017
営業利益	11,946	93,092
営業外収益		
受取利息	265	293
受取手数料	398	1,496
その他	120	1,030
営業外収益合計	784	2,821
営業外費用		
支払利息	347	283
支払報酬料	－	1,200
その他	6	48
営業外費用合計	354	1,532
経常利益	12,376	94,381
特別損失		
固定資産除却損	－	42
特別損失合計	－	42
税引前当期純利益	12,376	94,338
法人税、住民税及び事業税	7,452	31,089
法人税等調整額	△8,197	△2,949
法人税等合計	△744	28,140
当期純利益	13,121	66,198

③ 【売上原価明細書】

	前事業年度 (自　平成27年３月１日 至　平成28年２月29日)			当事業年度 (自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日)		
区分	金額(千円)		構成比 (％)	金額(千円)		構成比 (％)
Ⅰ　商品売上原価						
1　商品期首たな卸高	6,331			4,698		
2　当期商品仕入高	72,715			78,181		
合計	79,047			82,880		
3　商品期末たな卸高	4,698	74,348	6.5	6,083	76,797	4.9
Ⅱ　サービス売上原価						
1　労務費	43,427			41,047		
2　外注費	802,432			1,176,757		
3　経費	220,143			275,424		
当期総サービス費用	1,066,002	1,066,002	93.5	1,493,230	1,493,230	95.1
売上原価		1,140,351	100.0		1,570,027	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成27年３月１日　至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,000			2,000	△187	1,812	16,812	16,812
当期変動額								
新株の発行	35,000						35,000	35,000
会社分割による増加		65,212	65,212				65,212	65,212
合併による増加		49,238	49,238				49,238	49,238
当期純利益					13,121	13,121	13,121	13,121
当期変動額合計	35,000	114,450	114,450	―	13,121	13,121	162,572	162,572
当期末残高	50,000	114,450	114,450	2,000	12,934	14,934	179,384	179,384

当事業年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	114,450	114,450	2,000	12,934	14,934	179,384	179,384
当期変動額								
新株の発行							―	―
会社分割による増加							―	―
合併による増加							―	―
当期純利益					66,198	66,198	66,198	66,198
当期変動額合計	―	―	―	―	66,198	66,198	66,198	66,198
当期末残高	50,000	114,450	114,450	2,000	79,133	81,133	245,583	245,583

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成27年３月１日 至　平成28年２月29日）	当事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	12,376	94,338
減価償却費	3,021	7,445
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△510	970
賞与引当金の増減額（△は減少）	3,734	△695
退職給付引当金の増減額(△は減少)	15,764	△2,121
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	16,990	1,375
受取利息	△265	△293
支払利息	347	283
固定資産除却損	－	42
売上債権の増減額（△は増加）	△38,359	△50,815
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,500	△3,054
仕入債務の増減額（△は減少）	△10,727	△4,227
未払費用の増減額（△は減少）	62,416	33,016
未払消費税等の増減額（△は減少）	15,739	△6,866
その他	△659	△12,631
小計	78,366	56,764
利息の受取額	265	275
利息の支払額	△347	△283
法人税等の支払額	△307	△11,175
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,976	45,581
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,260	△16,574
ソフトウエアの取得による支出	△10,447	△23,046
敷金及び保証金の差入による支出	△85	△13,984
敷金及び保証金の返還による収入	－	636
貸付けによる支出	△10,494	△9,479
貸付金の回収による収入	5,338	18,888
その他	△1,718	△4,670
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,667	△48,231
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△2,906	－
長期借入金の返済による支出	△10,829	△10,012
株式の発行による収入	35,000	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,264	△10,012
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	79,573	△12,661
現金及び現金同等物の期首残高	15,562	116,117
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2　20,982	－
現金及び現金同等物の期末残高	※1　116,117	※1　103,456

【注記事項】
（重要な会計方針）
1．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　商品・貯蔵品
　最終仕入原価法を採用しております。
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産
　定率法を採用しております。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	30 年～31 年
車両運搬具	２年～６年
工具、器具及び備品	４年～５年

（2）無形固定資産
　ソフトウエア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
（3）長期前払費用
　均等償却によっております。

3．引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（2）賞与引当金
　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
（3）退職給付引当金
　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
　退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
（4）役員退職慰労引当金
　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
　手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
　消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）
　法人税法の改正に伴い「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号　平成 28 年６月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
　これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成28年２月29日）	当事業年度 （平成29年２月28日）
有形固定資産の減価償却累計額	15,153千円	16,860千円

※２　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成28年２月29日）	当事業年度 （平成29年２月28日）
当座貸越極度額	220,000千円	400,000千円
借入実行残高	25,000 〃	25,000 〃
差引額	195,000千円	375,000千円

（損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年３月１日 至　平成28年２月29日）	当事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）
貸倒引当金繰入額	△510千円	1,060千円
役員報酬	50,880 〃	51,120 〃
給料及び手当	95,722 〃	133,982 〃
賞与引当金繰入額	3,559 〃	2,996 〃
退職給付費用	1,870 〃	2,101 〃
役員退職慰労引当金繰入額	16,990 〃	1,375 〃
減価償却費	1,121 〃	2,963 〃
支払手数料	68,611 〃	23,814 〃
おおよその割合		
販売費	1.2%	1.7%
一般管理費	98.8%	98.3%

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成27年３月1日　至　平成28年２月29日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	300	275	－	575

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

会社分割による増加　100株

有償第三者割当増資による増加　175株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成 28 年３月１日　至　平成 29 年２月 28 日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	575	－	－	575

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 29 年４月 23 日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,025	7,000	平成 29 年２月 28 日	平成 29 年４月 24 日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年３月１日 至　平成28年２月29日）	当事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）
現金及び預金	116,117千円	103,456千円
現金及び現金同等物	116,117千円	103,456千円

※２　重要な非資金取引の内容

前事業年度（自　平成27年３月１日　　至　平成28年２月29日）

（１）当事業年度に合併した株式会社パパサンより承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産(注)	99,336 千円
固定資産	88,301 〃
資産合計	187,638 千円
流動負債	128,387 千円
固定負債	10,012 〃
負債合計	138,399 千円

(注)現金及び現金同等物が 20,982 千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

（２）当事業年度に会社分割した株式会社三協運輸サービスより承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	105,894 千円
固定資産	2,332 〃
資産合計	108,226 千円
流動負債	43,013 千円
固定負債	－
負債合計	43,013 千円

当事業年度（自　平成28年３月１日　　至　平成29年２月29日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、経営会議で策定された資金繰り計画に照らして、適宜必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権及び長期貸付金は、顧客及び貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。借入金については、主に運転資金とすることを目的として調達したものであります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び長期貸付金については、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において、当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等

を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）を参照ください。)。

前事業年度（平成28年２月29日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	116,117	116,117	－
（２）売掛金	237,107	237,107	－
（３）１年内回収予定の長期貸付金	17,610	17,610	－
（４）長期貸付金	－	－	－
資産計	370,835	370,835	－
（１）買掛金	10,498	10,498	－
（２）短期借入金	25,000	25,000	－
（３）１年内返済予定の長期借入金	10,012	10,012	－
（４）未払費用	211,477	211,477	－
（５）未払法人税等	7,450	7,450	－
（６）未払消費税等	19,180	19,180	－
負債計	283,618	283,618	－

当事業年度（平成29年２月28日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	103,456	103,456	－
（２）売掛金	287,922	287,922	－
（３）１年内回収予定の長期貸付金	3,216	3,216	－
（４）長期貸付金	4,984	4,984	0
資産計	399,580	399,580	0
（１）買掛金	6,271	6,271	－
（２）短期借入金	25,000	25,000	－
（３）１年内返済予定の長期借入金	－	－	－
（４）未払費用	253,489	253,489	－
（５）未払法人税等	27,365	27,365	－
（６）未払消費税等	12,313	12,313	－
負債計	324,439	324,439	－

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）売掛金、並びに（3）１年内回収予定の長期貸付金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期貸付金

貸付金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負　債

（1）買掛金、（2）短期借入金、（3）１年内返済予定の長期借入金、（4）未払費用、（5）未払法人税等、並びに（6）未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成28年２月29日	平成29年２月28日
敷金及び保証金	1,022	14,369

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年２月29日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	116,117	－	－	－
売掛金	237,107	－	－	－
１年内回収予定の長期貸付金	17,610	－	－	－
合計	370,835	－	－	－

当事業年度（平成29年２月28日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	103,456	－	－	－
売掛金	287,922	－	－	－
１年内回収予定の長期貸付金	3,216	－	－	－
長期貸付金	－	4,984	－	－
合計	394,596	4,984	－	－

(注４)長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成 28 年２月 29 日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	25,000	－	－	－	－	－
１年内返済予定の長期借入金	10,012	－	－	－	－	－
合計	35,012	－	－	－	－	－

当事業年度（平成 29 年２月 28 日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	25,000	－	－	－	－	－
合計	25,000	－	－	－	－	－

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

（１） 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 （千円）

	前事業年度 (自 平成27年３月１日 至 平成28年２月29日)	当事業年度 (自 平成28年３月１日 至 平成29年２月28日)
退職給付引当金の期首残高	97	15,862
退職給付費用	2,161	2,343
転籍に伴う増加額	13,603	1,743
退職給付の支払額	-	△3,775
転籍に伴う減少額	-	△2,432
退職給付引当金の期末残高	15,862	13,740

（２） 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 （千円）

	前事業年度 (自 平成27年３月１日 至 平成28年２月29日)	当事業年度 (自 平成28年３月１日 至 平成29年２月28日)
非積立型制度の退職給付債務	15,862	13,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,862	13,740
退職給付引当金	15,862	13,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,862	13,740

（３） 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度 2,161 千円　　当事業年度 2,343 千円

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年２月29日）	当事業年度 （平成29年２月28日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	776	1,323
賞与引当金	1,367	1,106
役員退職慰労引当金	6,154	6,628
未払社会保険料	202	165
未払事業税	626	2,861
繰延税金資産合計	9,127	12,085
繰延税金負債		
長期前払費用	△480	△487
繰延税金負債合計	△480	△487
繰延税金資産純額	8,648	11,598

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成28年２月29日）	当事業年度 （平成29年２月28日）
法定実効税率	36.6％	35.0％
（調整）		
住民税均等割	8.1％	1.2％
合併による繰越欠損金の引継ぎ	△47.7％	－
所得拡大促進税制による税額控除	－	△4.6％
その他	△3.0％	△1.8％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△6.0％	29.8％

（賃貸等不動産関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成27年３月１日　至　平成28年２月29日）

1．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	管理会社サポート事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への売上高	917,572	579,294	6,758	1,503,624

２．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、当該事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、当該事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社マックスファシリティーズ	241,083
エリアリンク株式会社	138,971

当事業年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）

1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	管理会社サポート事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,726	907,074	19,337	2,057,137

２．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、当該事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、当該事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社マックスファシリティーズ	284,879
エリアリンク株式会社	220,001

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者取引

財務表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自　平成27年３月１日　至　平成28年２月29日）　（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	5,500	一般貨物運送業	なし	地方配送の配送受託	配送受託料の受取（注２）	96,813	売掛金	2,694
						関東圏内の配送委託	配送委託料の支払（注２）	204,894	未払費用	67,244
						関東圏内の巡回、商品設置業務委託	巡回、商品設置委託料の支払（注２）	38,319	未払費用	7,083
						「じゅん君」システムの使用契約締結	「じゅん君」使用料の支払（注２）	48,000	未払費用	8,640
						事務委託	事務委託手数料の支払（注２）	14,400	未払費用	2,592

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。

2．取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。

当事業年度（自　平成28年３月１日　至　平成29年２月28日）　（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	5,500	一般貨物運送業	なし	地方配送の配送受託	配送受託料の受取（注２）	19,729	売掛金	4,037
						関東圏内の配送委託	配送委託料の支払（注２）	410,132	未払費用	59,744
						関東圏内の巡回、商品設置業務委託	巡回、商品設置委託料の支払（注２）	67,554	未払費用	14,972
						「じゅん君」システムの使用契約締結	「じゅん君」使用料の支払（注２）（注３）	36,000	未払費用	6,480
	株式会社三協ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ（注６）	埼玉県北葛飾郡松伏町	1,000	主要株主の資産管理会社	（被所有）直接69.6%	経営指導契約の締結	経営指導料の支払（注４）	10,185	未払費用	1,000
役員及びその近親者	伊藤耕昭	—	—	個人事業主	なし	当社代表取締役の実弟	管理会社サポート業務料の支払（注５）	10,954	未払費用	1,185

(注) １．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。
２．取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。
３．平成29年７月26日に、当社と株式会社三協運輸サービスとの間で、「じゅん君」に係る特許権の譲渡契約を締結したことにより、取引を解消しております。
４．契約上の業務内容を勘案して協議の上、決定しております。なお平成29年１月分で取引を解消しております。
５．管理会社サポート業務料は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
６．株式会社三協ホールディングスは平成29年３月７日に株式会社花明に商号変更しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成27年３月１日 至　平成28年２月29日）	当事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）
１株当たり純資産額	1039.91円	1423.67円
１株当たり当期純利益金額	105.31円	383.76円

(注)１．　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．　当社は、平成29年９月８日付けで普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

３．　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年３月１日 至　平成28年２月29日）	当事業年度 （自　平成28年３月１日 至　平成29年２月28日）
当期純利益(千円)	13,121	66,198
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,121	66,198
普通株式の期中平均株式数(株)	124,590	172,500

（重要な後発事象）

１．重要な設備投資

当社は平成28年12月10日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり固定資産を取得しております。

（１）取得の目的

当社の本社オフィスとして利用するとともに、安定的な家賃収入の確保を目的として取得するものであります。

（２）取得資産の内容

①売買契約日　　平成29年１月27日

②引渡日　　平成29年３月３日

③内容

・土地　所在地　埼玉県越谷市

地　目　宅地

面　積　406.44㎡

・建物　鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根９階建

延床面積　1,798.46㎡

④取得価額　　145,000千円

２．多額の資金の借入

当社は、上記固定資産購入資金として平成29年３月３日に多額な資金の借入を実行しております。

（１）借入先　　株式会社武蔵野銀行

（２）借入金額　　145,000千円

（３）利率　　年0.69％

（４）借入実行日　　平成29年３月３日

（５）最終返済期限　平成44年２月29日

（６）担保提供　　上記１の土地及び建物に根抵当権設定

３．株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成 29 年８月 23 日開催の取締役会決議に基づき、平成 29 年９月８日付で当社定款の一部を変更し、次のとおり株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

（１）株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用をいたしました。

（２）株式分割の方法

平成 29 年９月７日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき 100 株の割合をもって分割いたしました。

（３）株式分割により増加する株式数菟

株式分割前の発行済株式総数	575 株
株式分割により増加する株式数	171,925 株
株式分割後の発行済株式数	172,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	

（４）分割の日程

基準日　　　平成 29 年９月７日

効力発生日　平成 29 年９月８日

（５）単元株制度の採用

新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とする。

単元株制度の効力発生日

平成 29 年９月８日

なお、「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	24,876	340	―	25,216	6,307	841	18,909
車両運搬具	8,166	4,771	1,606	11,331	7,853	2,429	3,477
工具、器具及び備品	3,554	1,803	596	4,760	2,700	639	2,060
土地	66,265	―	―	66,265	―	―	66,265
建設仮勘定	―	10,000	―	10,000	―	―	10,000
有形固定資産計	102,862	16,914	2,203	117,574	16,860	3,911	100,713
無形固定資産							
電話加入権	451	―	―	451	―	―	451
ソフトウエア	9,596	32,096	279	41,413	5,036	3,534	36,376
ソフトウエア仮勘定	10,000	10,600	10,000	10,600	―	―	10,600
無形固定資産計	20,047	42,696	10,279	52,464	5,036	3,534	47,427
長期前払費用	1,885	4,650	162	6,373	1,594	1,420	4,779

(注)当期増加額のうち主のものは、次のとおりであります。

建設仮勘定	(仮称)パパネッツ越谷ビル購入手付金	10,000千円
ソフトウエア	新配送管理システム	26,499 〃
ソフトウエア仮勘定	かけつけ君システム	5,100 〃
	管理会社サポート事業向けシステム	5,500 〃

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	25,000	25,000	0.28	―
1年以内に返済予定の長期借入金	10,012	―	―	―
1年以内に返済予定のリース債務	―	―	―	―
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	―	―	―	―
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	―	―	―	―
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	35,012	25,000	―	―

(注)　「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	90	1,060	90	－	1,060
賞与引当金	3,904	3,209	3,904	－	3,209
役員退職慰労引当金	17,965	1,375	－	－	19,340

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（2）【主な資産及び負債の内容】

①　現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	348
預金 　当座預金 　普通預金	 6,086 97,021
計	103,108
合計	103,456

②　売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社マックスファシリティーズ	65,107
エリアリンク株式会社	52,976
グッドコミュニケーション株式会社	13,344
京王不動産株式会社	9,070
株式会社三協運輸サービス	6,965
その他	140,459
合計	287,922

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
237,107	2,195,077	2,144,261	287,922	88.2	43.7

(注)　消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③　商品

区分	金額(千円)
家具・家電等	3,842
木材	1,285
電球	955
合計	6,083

④　貯蔵品

区分	金額(千円)
養生テープ等	3,093
レンタル布団	2,442
事務用消耗品	246
作業服	91
合計	5,874

⑤　買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社西川	1,229
株式会社ソリットナカノ	770
昭和木材株式会社	739
光グローバルトレーディング株式会社	664
株式会社藤栄	520
その他	2,346
合計	6,271

⑥　未払費用

相手先	金額(千円)
株式会社三協運輸サービス	86,375
松本寝具株式会社	25,610
株式会社ユニテック	22,800
関西陸運株式会社	5,832
株式会社アサヒ	5,585
その他	107,285
合計	253,489

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年３月１日から翌年２月末日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から３ヶ月以内
基準日	毎年２月末日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日 毎年８月３１日
１単元の株式数	100 株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン 東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン 株式会社アイ・アールジャパン　本店 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン 東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン 株式会社アイ・アールジャパン　本店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL　http://www.papanets.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

取得請求権付き株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後　所有者の発行者との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年７月２日	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市東大沢２丁目3番11号	特別利害関係者（当社の大株主10名）	株式会社三協ホールディングス（現株式会社花明）	埼玉県北葛城郡松伏町	特別利害関係者（当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員、当社の大株主10名）	400	88,074,978 (220,187)	剰余金の配当に伴う現物分配

（注）１．特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から５年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（平成28年２月29日）から起算して２年前（平成26年２月28日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。

２．特別利害関係者の範囲は次のとおりであります。

（１）当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者及び二親等以内の血族（以下「役員等」という)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員。

（２）当社の大株主10名

（３）当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

（４）金融商品取引業者（金融商品取引業者又は外国証券業者）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

３．税務上の現物分配であるため、移動価格は移動前所有者の簿価になります。

４．平成29年８月23日の取締役会決議により、平成29年９月８日付で普通株式を１株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価)」を記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

該当事項はありません

第３【株主の状況】

平成29年９月25日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社花明　（注）１．２、３	埼玉県北葛飾郡松伏町	120,000	69.6
中本久富　（注）１．２	埼玉県北葛飾郡松伏町	52,500	30.4
計	―	172,500	100.0

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）

２．特別利害関係者等（当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員）

３．株式会社花明は中本久富氏の資産管理会社です。

４．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第２位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月21日

株式会社　パ　パ　ネ　ッ　ツ
取　締　役　会　御中

至　誠　清　新　監　査　法　人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　森脇　淳

代表社員
業務執行社員　公認会計士　梅澤　厚心

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パパネッツの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パパネッツの平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年2月29日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上